

3 支給決定基準（障害福祉サービス）

障害福祉サービス等は、「介護給付」「訓練等給付」「地域相談支援」「計画相談支援」に分類され、以下のようなサービス種類となる。

（1）介護給付

介護給付に関するサービスの種類、内容及び利用要件は以下のとおり。

サービス種類		サービス内容及び利用要件	
居宅介護	身体介護	要件	<p>障害支援区分が区分1以上の方</p> <p>障がい児にあってはこれに相当する支援の度合いの方</p> <p>2人介護については「2支給決定の考え方」の（7）のとおり</p> <p>サービス等利用計画書等に必要な理由を付すことを必須とする。</p> <p>サービス内容 食事、入浴、排泄などの直接的な支援を行う</p> <p>*調理、掃除、洗濯等でも自立に向けて一緒に支援する場合は身体介護となる</p> <p>*特段の専門的配慮をもって行う調理（医師から食事箋、意見書等での指示があるもの）は身体介護となる</p>
	家事援助	要件	<p>障害支援区分が区分1以上の方</p> <p>障がい児にあってはこれに相当する支援の度合いの方</p> <p>サービス内容 調理、掃除、洗濯、買い物等の家事の援助を行う</p> <p>*就労系サービスと一緒に利用する場合は審査の上、利用の可否を判断する。</p>
	通院等介助 (身体介護を伴わない)	要件	<p>障害支援区分が区分1以上の方</p> <p>障がい児にあってはこれに相当する支援の度合いの方</p> <p>*視覚障がい者の通院は同行援護の利用を優先する。</p> <p>*院内介助は原則不可。やむを得ない場合は検討。</p> <p>サービス内容 ひとりで通院等をすることが困難な方への支援を行う</p>
	通院等介助 (身体介護を伴う)	要件	<p>①障害支援区分が区分2以上の方で</p> <p>②認定調査項目のいずれか一つ以上に該当する方</p> <p>歩行…「全面的な支援が必要」</p> <p>移乗…「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」 または「全面的な支援が必要」</p> <p>移動…「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」 または「全面的な支援が必要」</p> <p>排尿…「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>排便…「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>障害児にあってはこれに相当する支援の度合いの方</p> <p>*視覚障がい者の通院は同行援護の利用を優先する。</p> <p>*院内介助は原則不可。やむを得ない場合は要検討。</p> <p>サービス内容 排泄介助や車いすの介助など直接支援を含む通院等の支援を行う</p>
通院等乗降 介助	要件	<p>障害支援区分が区分1以上の方</p> <p>サービス内容 ヘルパーが自ら運転する車両への乗車または降車の介助、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助、通院先での受診の手続き、移動等の介助を行う</p>	

<p>重度訪問介護</p>	<p>要件 障害支援区分が区分4以上（入院中の意思疎通支援等は区分6以上）の方で次のいずれにも該当する方 ①次のいずれにも該当していること ・二肢以上に麻痺等があること ・障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上であること</p> <p>サービス内容 重度の肢体不自由の方または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時、介護が必要な方に入浴、排泄・食事等の介助や外出時の移動（移動支援・通院介助）の総合的な支援を行う</p>
<p>同行援護</p>	<p>要件 ①視覚障がいにより著しく移動に困難を伴う方 ②同行援護アセスメント調査票の項目中、「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障害」の点数が1点以上の方</p> <p>サービス内容 外出先において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出に必要な支援を行う</p>
<p>行動援護</p>	<p>要件 障害者支援区分が区分3以上の知的障がい者または精神障がいにより行動上著しく困難を有する方で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である方</p> <p>サービス内容 行動上著しい困難を有する方が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、食事の介助や排泄その他行動に必要な支援を行う</p>
<p>療養介護</p>	<p>要件 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方として次に掲げる方 ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等、気管切開を伴う人工呼吸器利用の方で、障害支援区分が区分6の方 ②筋ジストロフィー患者、または重症心身障がいの方で、障害支援区分が区分5以上の方</p> <p>サービス内容 病院において、主に昼間において行われる機能訓練、療育上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う</p>

生活介護	<p>要件 常時介護を必要とする障がいのある方で、障害支援区分が区分3以上（障害者支援施設に入所する場合は区分4以上）の方 50歳以上の方は、障害支援区分が区分2以上（障害者支援施設に入所する場合は区分3以上）の方</p> <p>サービス内容 日中に施設において食事や排泄の介護、創作的活動等の機会の提供、身体機能・生活能力の維持向上を図る</p>
短期入所	<p>要件 ①障害支援区分が区分1以上の方 ②障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児</p> <p>サービス内容 居宅において、その介護を行う方の疾病その他の理由により施設等への短期の入所を必要とする方を入所させ、食事、排泄、入浴その他の必要な支援を行う</p>
重度障害者等包括支援	<p>要件 障害支援区分が区分6の方（障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合）のうち、意思疎通に著しい困難を有する方で、次のいずれかに該当する方 ①重度訪問介護の対象で四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある方のうち、次のいずれかに該当する方 ・人口呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者（Ⅰ類型） ・最重度知的障がい者（Ⅱ類型） ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方（Ⅲ類型）</p> <p>サービス内容 居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供する</p>
施設入所支援	<p>要件 ①生活介護を受けている方で障害支援区分が区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の方 ②自立訓練または就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的とされる方、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所による訓練等が困難な方</p> <p>サービス内容 施設に入所する障害のある方に、主として夜間に入浴・排泄及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う</p>

支給量の目安

障害支援区分	障害児	1	2	3	4	5	6	医ケア
居宅介護 (身体介護)	25時間	5時間	15時間	20時間	25時間	40時間	60時間	70時間
居宅介護 (家事援助)	25時間	10時間	15時間	25時間	30時間	35時間	35時間	35時間
重度訪問介護	-	-	-	-	186時間	217時間	248時間	
同行援護	50時間							
行動援護	50時間							
療養介護	-	-	-	-	-	当該月の日数/月		
生活介護	-	-	50歳以上 は対象	当該月の日数 - 8日/月				
短期入所	30日/月を限度とし、年間180日を目安とする 但し、自宅がない、虐待、災害、支援者が長期入院している、施設入所待機者の場合はこの限りではない。 * 共同生活援助の体験と同一月で利用する場合は合わせて月15日までとする。							
施設入所支援	-	-	-	50歳以上 は対象	当該月の日数/月			

* 通院等介助、重度障害者等包括支援は個別の状況に応じて判断する。

* 居宅介護（身体介護）において2人介護可の場合はそれぞれの支給決定基準量を最大2倍で算定。

(算定根拠)

害支援区分	障害児	1	2	3	4	5	6	医ケア
居宅介護 (身体介護)	1時間*5 日*5週	1時間*1 日*5週	1時間*3 日*5週	1時間*4 日*5週	1時間*5 日*5週	(1時間*4 日+2時間 *2日)* 5週	2時間*6 日*5週	2時間*7 日*5週
居宅介護 (家事援助)	1時間*5 日*5週	1時間*2 日*5週	1時間*3 日*5週	1時間*5 日*5週	1時間*6 日*5週	1時間*7 日*5週	1時間*7 日*5週	1時間*7 日*5週
重度訪問介護	-	-	-	-	6時間* 31日	7時間*31 日	8時間*31 日	
同行援護	5時間*2日*5週							
行動援護	-	-	5時間*2日*5週					

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援における月あたりの総支給量を決定するために、対象者の生活環境に応じた調整を行う「生活環境係数」を定める。「支給量の目安」の障害支援区分に応じた支給量（単位）に、生活環境係数を乗じ、標準的な支給量とする。この標準的な支給量と、対象者の希望する支給量を比較して、希望支給量が標準支給量を超えるときには支給決定会議にて検討することとする。

生活環境	家族等の支援	生活環境係数
家族等と同居	受けられる	0.9
	一部受けられる (日中は仕事などで不在等)	1.0
	家族に支援が必要 (家族にも障害がある等で本人 への支援ができない)	1.3
単身生活		1.3

(2) 訓練等給付

訓練等給付に関するサービスの種類、内容及び利用要件は以下のとおり。

サービス種類		サービス内容及び利用要件	
自立訓練	機能訓練	要件	身体機能、生活能力の維持、向上のため一定の支援が必要な障がいのある方
		サービス内容	サービス事業所において、または障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う
	生活訓練	要件	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な障害のある方
		サービス内容	サービス事業所において、または障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う
宿泊型自立訓練		※標準利用期間が定められている。	
		要件	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な障がいのある方のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等で、地域移行に向け一定期間居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等の支援を要する方
		サービス内容	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う
就労移行支援		※標準利用期間が定められている。	
		要件	①就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、必要な知識・技術の習得や就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の方又または65歳以上の方 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の方を含む就労を希望する方 ※ただし、65歳以上の方は、65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けていて、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた方に限る
		サービス内容	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就労後の職場定着等の支援を行う
		*家事援助と一緒に利用する場合は審査の上、利用の可否を判断する	

就 労 継 続 支 援	A型	要件 企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満又は65歳以上の障がいのある方 ※ただし、65歳以上の方は、65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けていて、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた方に限る サービス内容 雇用契約等に基づき就労する方について生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練等の支援を行う *家事援助と一緒に利用する場合は審査の上、利用の可否を判断する
	B型	要件 企業等の雇用に結びつかない方や一定の年齢に達している方で、就労の機会を通じ、生産活動に関する知識や能力向上や維持が期待される方 サービス内容 生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う *家事援助と一緒に利用する場合は審査の上、利用の可否を判断する
就労定着支援	要件 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害のある方で、就労を継続している期間が6か月を経過した方 サービス内容 就労の機会を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う	
自立生活援助	要件 施設入所支援や共同生活援助等を利用していた方又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居していても、自立した日常生活を営む上での支援が見込めない状況にある方で、定期的な巡回訪問や随時の対応を要する方 サービス内容 居宅において、日常生活を送れるように、定期的な巡回訪問や随時の対応により、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う	
共同生活援助	要件 地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の支援が必要な障がいのある方（身体障がい者にとっては、65歳未満の方又は65歳に達する前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る） サービス内容 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、その他の日常生活上の支援を行う	

標準利用期間と支給量の目安

	標準利用期間	支給量
自立訓練 (機能訓練)	1年6か月間 (頸髄損傷による四肢麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間)	当該月の日数－8日/月
自立訓練 (生活訓練)	2年間 (長期入院またはこれに類する事由のある者として事務処理要領に記載のある方については、3年間)	当該月の日数－8日/月
宿泊型自立訓練	2年間 (長期入院またはこれに類する事由のある者として事務処理要領に記載のある方については、3年間)	当該月の日数/月
就労移行支援	2年間(原則、再カウントは認めない。) (あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間)	当該月の日数－8日/月
就労継続支援	期間の定め無し	当該月の日数－8日/月
就労定着支援	3年間	
自立生活援助	1年間	
共同生活援助	地域移行支援型ホームの場合2年間 サテライト型住居(日中サービス支援型を除く)の場合3年間 *体験と短期入所を同一月に利用する場合は月15日までとする。	当該月の日数/月

(4) 計画相談支援

計画相談支援に関するサービスの内容、要件は以下のとおり

サービス種類	サービス内容及び利用要件
計画相談支援	<p>要件 障害福祉サービスの申請もしくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者または地域相談支援の申請に係る方</p> <p>サービス内容 障害福祉サービスの申請に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、サービス等利用計画案を作成する。あわせて、障害福祉サービス支給決定後においてはサービスの種類、内容、担当者等を記載したサービス利用計画を作成する。また障害福祉サービス有効期間内において厚生労働省で定める期間（モニタリング期間）ごとに当該障がい者等に係るサービス等利用計画が適切であるかどうか、利用状況やその結果、サービスの利用の意向等を、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与する</p>

モニタリング期間については、標準的なモニタリングの頻度を下記のとおり定める

	対象者
毎月	<p>支給決定後または支給決定の変更によりサービスの種類、内容または量に著しく変動があった場合</p> <p>障害者施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援が必要な者</p> <p>地域定着支援を利用する者</p> <p>重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者</p>
3か月ごと※	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助または共同生活援助（日中サービス支援型に限る）を利用する者</p>
6か月ごと	<p>就労継続支援、療養介護、重度障害者等包括支援もしくは施設入所支援を利用する者</p>

(3) 地域相談支援

地域相談支援に関するサービスの種類、内容及び利用要件は以下のとおり

サービス種類	サービス内容及び利用要件	
地域移行支援	要件	①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方 ②精神科病院に入院している方 ③救護施設又は更生施設に入所している方 ④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている方 ⑤更生保護施設に入所している障害者または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障がい者
	サービス内容	施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者等が地域における生活に移行するために住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や重点的な支援を行う
地域定着支援	要件	①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方 ②居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方
	サービス内容	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う

給付決定期間

	給付決定期間
地域移行支援	6 か月間
地域定着支援	1 年間

4 支給決定基準（障害児通所支援）

障害児通所支援は、以下のようなサービス種類となる。

（1）障害児通所支援

障害児通所支援に関するサービスの種類、内容及び利用要件は以下のとおり。

サービス種類	サービス内容及び利用要件	
児童発達支援	要件	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児（具体的には次のような例） 市町村等が行う乳幼児検診等で療育の必要性があると認められた児童 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童
	サービス内容	日常生活の基本的動作指導、知識技術付与、集団生活適応訓練等
医療型児童発達支援	要件	肢体不自由（上肢、下肢又は体感の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練 または医学的管理下での支援が必要であると認められた障がい児
	サービス内容	日常生活の基本的動作指導、知識技術付与、集団生活適応訓練等
放課後等デイサービス	要件	就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児
	サービス内容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等
居宅訪問型児童発達支援	要件	重度の障がい等であり、児童発達支援、放課後等デイサービス等を受けるために外出することが困難である障がい児 重度の障がい等とは以下のものをいう。 人工呼吸器を装着しており状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態
	サービス内容	居宅を訪問。日常生活の基本的動作指導、知識技術付与、集団生活適応訓練等
保育所等訪問支援	要件	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児 または乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所する障がい児であって、当該施設において専門的な支援が必要と認められた障がい児
	サービス内容	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う

支給量の目安

	支給量
児童発達支援	23日/月 *但し、障害児支援利用計画書を提出の上、必要性が認められれば23日を超える決定をする
医療型 児童発達支援	23日/月 *但し、障害児支援利用計画書を提出の上、必要性が認められれば23日を超える決定をする
放課後等 デイサービス	23日/月 *但し、障害児支援利用計画書を提出の上、必要性が認められれば23日を超える決定をする
居宅訪問型 児童発達支援	23日/月 *但し、障害児支援利用計画書を提出の上、必要性が認められれば23日を超える決定をする
保育所等 訪問支援	3日/月